FP	３級	保険

2022年 １月試験
ファイナンシャル・プランニング技能検定

３級 保険顧客
資産相談業務

実施日① ◆	年	月	日
実施日② ◆	年	月	日
実施日③ ◆	年	月	日
試験時間 ◆ 60分			

★ 注 意 ★

1．受検する科目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の科目の略称」と「解答用紙左上部の科目の略称」の一致を確認してください。
2．本試験の出題形式は、三答択一式５題（15問）です。
3．筆記用具、計算機（プログラム電卓等を除く）の持込みが認められています。
4．試験問題については、特に指示のない限り、法令基準日（１月・５月試験は前年10月1日、９月試験はその年の４月１日）現在において施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
5．試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6．不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7．解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8．その他、試験監督者の指示に従ってください。
9．途中退出はできません。

FP3級ドットコム

【第１問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設　例》

会社員のAさん（58歳）は、妻Bさん（56歳）および長女Cさん（19歳）との３人暮らしである。Aさんは、大学卒業後、X株式会社（以下、「X社」という）に入社し、現在に至るまで同社に勤務している。X社では、65歳定年制を導入しており、Aさんは、65歳までX社で働く予定である。

Aさんは、今後の資金計画を検討するにあたり、公的年金制度から支給される老齢給付について知りたいと思っている。また、今年20歳になる大学生の長女Cさんの国民年金の保険料の納付について、学生納付特例制度の利用を検討している。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

＜Aさんとその家族に関する資料＞

(1) Aさん（1963年10月20日生まれ・会社員）

- 公的年金加入歴：下図のとおり（65歳までの見込みを含む）
  20歳から大学生であった期間（30月）は国民年金に任意加入していない。
- 全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入中

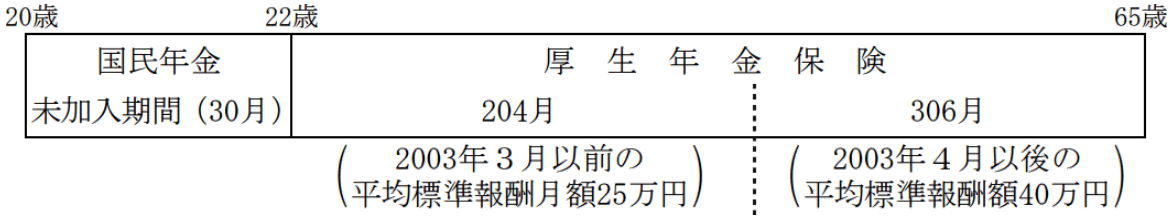

(2) 妻Bさん（1965年３月10日生まれ・専業主婦）

- 公的年金加入歴：18歳からAさんと結婚するまでの15年間（180月）は、厚生年金保険に加入。結婚後は、国民年金に第３号被保険者として加入している。
- 全国健康保険協会管掌健康保険の被扶養者である。

(3) 長女Cさん（2002年６月19日生まれ・大学生）

- 全国健康保険協会管掌健康保険の被扶養者である。

※ 妻Bさんおよび長女Cさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、Aさんと生計維持関係にあるものとする。

※ 家族全員、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問１》 はじめに、Mさんは、《設例》の＜Aさんとその家族に関する資料＞に基づき、Aさんが老齢基礎年金の受給を65歳から開始した場合の年金額（2021年度価額）を試算した。Mさんが試算した老齢基礎年金の年金額の計算式として、次のうち最も適切なものはどれか。

1）780,900円×$\frac{450月}{480月}$

2）780,900円×$\frac{480月}{480月}$

3）780,900円×$\frac{510月}{480月}$

《問２》 次に、Mさんは、Aさんおよび妻Bさんが受給することができる公的年金制度からの老齢給付について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も不適切なものはどれか。

1）「Aさんおよび妻Bさんには、特別支給の老齢厚生年金の支給はありません。原則として、65歳から老齢基礎年金および老齢厚生年金を受給することになります」

2）「Aさんが65歳から受給することができる老齢厚生年金の額には、配偶者の加給年金額が加算されます」

3）「妻Bさんが65歳から老齢基礎年金を受給する場合、老齢基礎年金の額に振替加算額が加算されます」

《問３》 最後に、Mさんは、国民年金の学生納付特例制度（以下、「本制度」という）について説明した。Mさんが、Aさんに対して説明した以下の文章の空欄①～③に入る語句または数値の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

「本制度は、国民年金の第１号被保険者で大学等の所定の学校に在籍する学生について、（　①　）の前年所得が一定額以下の場合、所定の申請に基づき、国民年金保険料の納付を猶予する制度です。なお、本制度の適用を受けた期間は、老齢基礎年金の（　②　）されます。

本制度の適用を受けた期間の保険料は、（　③　）年以内であれば、追納することができます。ただし、本制度の承認を受けた期間の翌年度から起算して、３年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます」

1）① 世帯主　② 受給資格期間に算入　③ 5

2）① 学生本人　② 受給資格期間に算入　③ 10

3）① 世帯主　② 年金額に反映　③ 10

〈© FP3級ドットコム　無断転載を禁じます〉

【第２問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設　例》

会社員のAさん（40歳）は、妻Bさん（35歳）および長男Cさん（０歳）との３人暮らしである。Aさんは、長男Cさんの誕生を機に、生命保険の加入を検討していたところ、先日、Aさんの職域を担当する生命保険会社の営業担当者から下記の生命保険の提案を受けた。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

＜Aさんが提案を受けた生命保険に関する資料＞

・保険の種類　：５年ごと配当付特約組立型総合保険（注１）
・月払保険料　：20,100円
・保険料払込期間　：70歳満了
・契約者(=保険料負担者)・被保険者：Aさん
・死亡保険金受取人　：妻Bさん
・指定代理請求人　：妻Bさん

特約の内容	保障金額	保険期間
終身保険特約	200万円	終身
定期保険特約	3,000万円	10年
三大疾病一時金特約（注２）	一時金200万円	10年
総合医療特約（180日型）	１日目から日額10,000円	10年
先進医療特約	先進医療の技術費用と同額	10年
指定代理請求特約	－	－
リビング・ニーズ特約	－	－

(注1) 複数の特約を自由に組み合わせて加入することができる保険
(注2) がん（上皮内がんを含む）と診断確定された場合、または急性心筋梗塞・脳卒中で所定の状態に該当した場合に一時金が支払われる（死亡保険金の支払はない）。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問４》 はじめに、Mさんは、現時点の必要保障額を試算することにした。下記の＜算式＞および＜条件＞に基づき、Aさんが現時点で死亡した場合の必要保障額は、次のうちどれか。

＜算式＞

必要保障額＝遺族に必要な生活資金等の支出の総額－遺族の収入見込金額

＜条件＞

1. 長男Cさんが独立する年齢は、22歳（大学卒業時）とする。 2. Aさんの死亡後から長男Cさんが独立するまで（22年間）の生活費は、現在の日常生活費（月額30万円）の70％とし、長男Cさんが独立した後の妻Bさんの生活費は、現在の日常生活費（月額30万円）の50％とする。 3. 長男Cさん独立時の妻Bさんの平均余命は、32年とする。 4. Aさんの死亡整理資金（葬儀費用等）、緊急予備資金は、500万円とする。 5. 長男Cさんの教育資金の総額は、1,300万円とする。 6. 長男Cさんの結婚援助資金の総額は、200万円とする。 7. 住宅ローン（団体信用生命保険に加入）の残高は、2,000万円とする。 8. 死亡退職金見込額とその他金融資産の合計額は、1,800万円とする。 9. Aさん死亡後に妻Bさんが受け取る公的年金等の総額は、7,500万円とする。

1）4,004万円

2）6,004万円

3）１億3,504万円

《問５》 次に、Mさんは、生命保険の加入について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も不適切なものはどれか。

1）「Aさんが提案を受けた生命保険の死亡保障の金額は、現時点での必要保障額をカバーしていません。どの程度の死亡保障を準備するか、支出可能な保険料を把握したうえでご検討ください」

2）「生命保険は、一度加入したら終わりではありません。必要保障額は、通常、お子さまの成長とともに逓増していきますので、ライフイベントに合わせて、保障内容を定期的に見直すことが大切です」

3）「保障金額や保障内容を準備するうえでは、目的に応じた加入をされることをお勧めします。例えば、Aさんの葬儀費用やお子さまの教育資金は終身保険や定期保険特約等の一時金タイプで準備し、残されたご家族の生活費は収入保障特約等の年金タイプで準備することなどが考えられます」

〈© FP3級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問６》 最後に、Mさんは、Aさんが提案を受けた生命保険の保障内容について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も不適切なものはどれか。

1）「Aさんが、がんに罹患した場合、三大疾病一時金特約から200万円を受け取ることができます。ただし、通常、がんの保障については契約日から４カ月間の免責期間があります」

2）「Aさんが提案を受けた生命保険には、総合医療特約が付加されていますが、がん保障に特化したものや、入院１日目（日帰り入院）から相応の一時金が支払われるものなど、Aさんのニーズに合わせて医療保障を充実させることも検討事項の１つになります」

3）「Aさんが、厚生労働大臣が定めた先進医療による療養を受けた場合、先進医療特約から先進医療給付金を受け取ることができます。また、所定の先進医療については、一部の医療機関において、保険会社から医療機関へ直接技術料を支払う制度もありますので、特約に関する内容をご確認ください」

【第３問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設　例》

Aさん（45歳）は、X株式会社（以下、「X社」という）の創業社長である。Aさんは、先日、生命保険会社の営業担当者から、自身の退職金準備を目的とした下記の＜資料＞の生命保険の提案を受けた。また、従業員の退職金準備を目的として、中小企業退職金共済制度（X社は加入要件を満たしている）の説明を受けた。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

＜資料＞Aさんが提案を受けた生命保険の内容

保険の種類	：無配当低解約返戻金型終身保険（特約付加なし）
契約者（=保険料負担者）	：X社
被保険者	：Aさん
死亡保険金受取人	：X社
死亡保険金額	：6,000万円
保険料払込期間・低解約返戻金期間	：65歳満了
年払保険料	：270万円
65歳までの払込保険料累計額（①）	：5,400万円
70歳時の解約返戻金額（②）	：5,600万円
受取率（②÷①）	：103.7%（小数点第２位以下切捨て）
※解約返戻金額の80%の範囲内で、契約者貸付制度を利用することができる。	

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問７》 仮に、将来X社がAさんに役員退職金5,000万円を支給した場合、Aさんが受け取る役員退職金に係る退職所得の金額として、次のうち最も適切なものはどれか。なお、Aさんの役員在任期間（勤続年数）を38年とし、これ以外に退職手当等の収入はなく、障害者になったことが退職の直接の原因ではないものとする。

1）1,170万円
2）1,470万円
3）2,940万円

〈© FP3級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問８》 Mさんは《設例》の終身保険について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も適切なものはどれか。

1）「当該終身保険の支払保険料は、その全額を損金の額に算入することができます」
2）「X社が保険期間中に資金が必要となった場合に、契約者貸付制度を利用することにより、当該終身保険契約を解約することなく、資金を調達することができます」
3）「Aさんの勇退時に、契約者をAさん、死亡保険金受取人をAさんの相続人に名義変更して、当該終身保険契約を役員退職金の一部として現物支給した場合、契約は継続しているため、X社での経理処理は必要ありません」

《問９》 Mさんは、中小企業退職金共済制度（以下、「中退共」という）の特徴について説明した。Mさんが、Aさんに対して説明した以下の文章の空欄①～③に入る語句の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

「中退共は、中小企業の事業主が退職金を社外に積み立てる退職金準備の共済制度です。毎月の掛金は、原則として、被共済者（従業員）１人につき月額5,000円から30,000円のなかから任意に選択することができ、その（　①　）を損金の額に算入することができます。また、新しく中退共に加入する事業主に対して、原則として、掛金月額の（　②　）（従業員ごと上限5,000円）を加入後４カ月目から１年間、国が助成する制度があります。被共済者（従業員）が中途（生存）退職したときは、退職金が（　③　）支給されます」

1）① 全額　　② ３分の１　　③ 法人を経由して従業員に
2）① ２分の１　　② ３分の１　　③ 従業員本人に直接
3）① 全額　　② ２分の１　　③ 従業員本人に直接

【第４問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設　例》

会社員のAさんは、妻Bさん、長女Cさんおよび母Dさんとの４人家族である。また、Aさんは、2023年中に一時払変額個人年金保険（10年確定年金）の解約返戻金550万円を受け取っている。

＜Aさんとその家族に関する資料＞

・Aさん（50歳）　　：会社員
・妻Bさん（50歳）　：専業主婦。2023年中の収入はない。
・長女Cさん（20歳）：大学生。2023年中の収入はない。長女Cさんが負担すべき国民年金の保険料はAさんが支払っている。
・母Dさん（79歳）　：2023年中に老齢基礎年金50万円および遺族厚生年金40万円を受け取っている。

＜Aさんの2023年分の収入等に関する資料＞

(1) 給与収入の金額：750万円
(2) 一時払変額個人年金保険（10年確定年金）の解約返戻金

契約年月	：2015年９月
契約者(=保険料負担者)・被保険者	：Aさん
死亡保険金受取人	：妻Bさん
解約返戻金額	：550万円
正味払込保険料	：500万円

※ 妻Bさん、長女Cさんおよび母Dさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。
※ Aさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。
※ Aさんとその家族の年齢は、いずれも2023年12月31日現在のものである。
※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

〈© FP3級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問10》 Aさんの2023年分の所得税における所得控除に関する以下の文章の空欄①～③に入る数値の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

i. 「Aさんが適用を受けることができる配偶者控除の額は、（　①　）万円です」
ii. 「長女Cさんは特定扶養親族に該当するため、Aさんが適用を受けることができる長女Cさんに係る扶養控除の額は、（　②　）万円です」
iii. 「母Dさんは老人扶養親族の同居老親等に該当するため、Aさんが適用を受けることができる母Dさんに係る扶養控除の額は、（　③　）万円です」

1）① 26　② 63　③ 48
2）① 38　② 63　③ 58
3）① 38　② 58　③ 48

《問11》 Aさんの2023年分の所得税の課税に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1）「Aさんが受け取った一時払変額個人年金保険の解約返戻金は、源泉分離課税の対象となります」
2）「2023年中に解約した一時払変額個人年金保険の保険差益が20万円を超えるため、Aさんは所得税の確定申告をしなければなりません」
3）「Aさんが支払っている長女Cさんの国民年金の保険料は、その全額が社会保険料控除の対象となります」

《問12》 Aさんの2023年分の所得税における総所得金額は、次のうちどれか。

＜資料＞給与所得控除額

給与収入金額			給与所得控除額
万円超		万円以下	
	～	180	収入金額×40%－10万円（55万円に満たない場合は、55万円）
180	～	360	収入金額×30%＋８万円
360	～	660	収入金額×20%＋44万円
660	～	850	収入金額×10%＋110万円
850	～		195万円

1）565万円
2）590万円
3）615万円

【第５問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設　例》

Aさんは、2023年12月11日に病気により81歳で死亡した。Aさんの親族関係図等は、以下のとおりである。なお、Aさんは、生前に自筆証書遺言を作成し、自宅に保管していた（自筆証書遺言書保管制度は利用していない）。

妻Bさん（78歳）、長女Cさん（56歳）、二女Dさん（54歳）、孫Fさん（23歳）、孫Gさん（21歳）は、自筆証書遺言の内容に従い、相続により財産を取得する予定である。なお、長男Eさんは、Aさんの相続開始前に死亡している。

＜Aさんの親族関係図＞

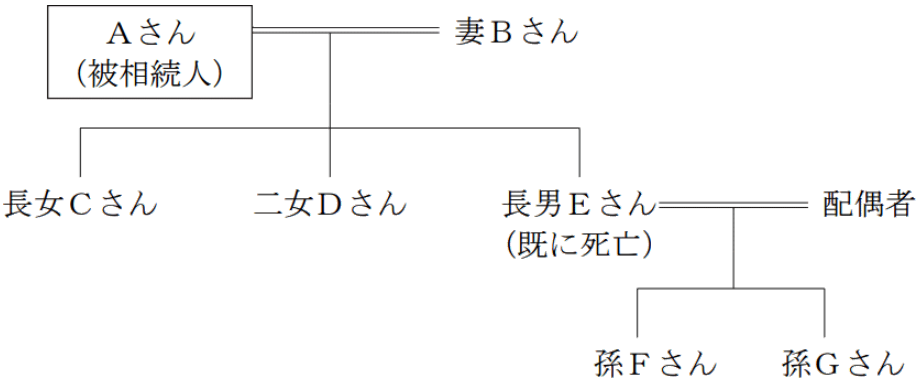

＜Aさんが加入していた生命保険の内容＞

・保険の種類　：一時払終身保険
・死亡保険金額　：3,000万円
・契約者(=保険料負担者)・被保険者：Aさん
・死亡保険金受取人　：妻Bさん

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

〈© FP3級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問13》 Aさんの相続に関する以下の文章の空欄①～③に入る語句または数値の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

i.「Aさんの相続に係る法定相続人の数は５人となり、孫Fさんおよび孫Gさんの法定相続分はそれぞれ（　①　）です」 ii.「Aさんの相続における遺産に係る基礎控除額は、（　②　）万円です」 iii.「相続税の申告書の提出期限は、原則として、相続の開始があったことを知った日の翌日から（　③　）カ月以内となります」

1）① ８分の１　② 6,000　③ ４
2）① ８分の１　② 5,400　③ 10
3）① 12分の１　② 6,000　③ 10

《問14》 Aさんの相続に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1）「Aさんの自宅から自筆証書遺言を発見した相続人は、相続の開始を知った後、遅滞なく、その遺言書を家庭裁判所に提出し、その検認を請求しなければなりません」
2）「妻Bさんが受け取る死亡保険金は、みなし相続財産として相続税の課税対象となりますが、死亡保険金の非課税金額の規定の適用を受けることで、相続税の課税価格に算入される金額は500万円となります」
3）「孫Fさんおよび孫Gさんは、相続税額の２割加算の対象となります」

《問15》 Aさんの相続に係る課税遺産総額（「課税価格の合計額－遺産に係る基礎控除額」）が３億円であった場合の相続税の総額は、次のうちどれか。

＜資料＞相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額			税率	控除額
万円超		万円以下		
	～	1,000	10%	－
1,000	～	3,000	15%	50万円
3,000	～	5,000	20%	200万円
5,000	～	10,000	30%	700万円
10,000	～	20,000	40%	1,700万円
20,000	～	30,000	45%	2,700万円
30,000	～	60,000	50%	4,200万円
60,000	～		55%	7,200万円

1）6,550万円
2）8,160万円
3）１億800万円

《模範解答》

問番号	解答
第1問	
問1	1
問2	1
問3	2
第2問	
問4	1
問5	2
問6	1
第3問	
問7	2
問8	2
問9	3
第4問	
問10	2
問11	3
問12	1
第5問	
問13	3
問14	3
問15	1